

糸島市クールシェア協力事業所向け Q & A

Q1 飲料等の提供や、滞在中の見守りなどをしないといけないか？

A 必要ありません。飲料水は利用者本人に準備していただきます。必要に応じて事業所周辺の自動販売機をご案内ください。

Q2 専用の場所や、椅子の設置は必須か？また、椅子の数の必要数は？

A 「一時的に涼める場所の提供」が趣旨ですので、椅子の設置は必須ではありません。座って涼める専用の場所が理想ですが、スペース等の事業所の特性もあると思いますので、状況により、ご判断にお任せします。

Q3 冷房の設定温度は、通常より低くしないといけないのか？

A 各事業所の状況や天候に応じて、適切と思われる室温になるよう設定をお願いします。必要以上に温度を下げる必要はありません。

Q4 提供時間のきまりはあるのか？

A 当該事業所の本来の営業等の時間の範囲内のイメージですが、各事業所において決めていただいて結構です。（昼間のみ、夜間も可能、など）

Q5 工事やイベントなどで、提供できない日が生じたらどうすればよいのか？

A 特に手続は必要ありません。糸島市のホームページ等で、協力事業所の都合により利用できない日があることは説明しています。

Q6 提供しようとする場所では通常、飲食禁止としているが、問題ないか？

A 座ったまま飲み物が飲める場所の設定が理想ですが、その場所のルール上、飲食不可であれば、構いません。

Q7 夏休みで子どもがやってきて騒ぐ、特定の人が入り浸ってしまうなどの懸念があるか？

A 通常の事業所の管理ルールにのっとって注意や説明をお願いします。

Q8 利用者が体調不良となった場合、どうしたらよいのか？

A 通常のお客様や来訪者が体調不良となった場合と同様の対応をお願いします。
クールシェアは、健康な方が熱中症予防のために利用していただくことを前提としているものです。体調が悪いという申し出があった場合は、帰宅する、家族に迎えに来てもらう、医療機関を受診するなどを促してください。

Q9 利用者に対し、飲み物の提供や、商品の割引などの特典を付与してもいいか？
A 各事業所のご判断となります。
Q10 協力事業所としてクールシェアに取り組んでいることや、利用者への特典があることなどを印刷物による広告や自社のホームページ、SNS 等に掲載する場合、どのような手続が必要か？
A 手続は不要です。協力事業所であれば共通マークの画像の使用も手続なく行っていただけます。
Q11 利用者数の集計等は必要か？
A 必要ありません。
Q12 協力事業所として登録できない事業所はどのようなものがあるか？
A 子どもから高齢者まですべての市民が安心して気軽に利用できるよう、また、市のホームページに事業所名を掲載をすることから、協力事業者としての登録に一定の制限を設けています。 次の事業所は、登録することができませんので、ご理解をお願いいたします。 (1) 暴力団等が活動のために使用する事業所 (2) 選挙、政党・政治団体等の事業所 (3) 宗教団体の事業所 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業、風俗関連営業を行う事業所 (5) 福岡県青少年育成条例で規制される営業行為等を行う事業所 (6) 前号に類似する営業行為等を行う事業所 (7) マルチまがい商法、催眠商法等とみなされる営業行為等を行う事業所
Q13 都合により、期間の途中で協力事業所としての登録を抹消したいがどうすればよいか？
A 登録期間は、登録年度の9月末日までです。これ以前にクールシェアの取り組みをやめる場合は、環境政策課までご連絡ください。
Q14 協力事業所の共通マークは、コピーして事業所の複数個所に掲示してもよいか？
A 有効期限内のものであれば、当該登録を受けた事業所に掲示することは問題ありません。 市からお送りできる枚数以上に必要で、事業所において複数の印刷や、サイズを変更しての印刷をされる予定であれば、登録申込時に「データでの受領」も希望されることをお勧めします。

Q15 協力事業所の共通マークは毎年変わるのか？前年のものを使ってはいけないのか？

A 共通マークは、その年の協力事業所と一致させる必要があるため、前年のものは廃棄していただき、新たなものをご使用ください。

不明な点は、下記までご相談ください。

【問い合わせ先】

環境政策課 環境・エネルギー係 ☎ 092-332-2068

関連情報、参考情報

●熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報

○ 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）

気温が著しく高くなることにより、熱中症により人の健康に係る被害が生じる恐れがある場合（暑さ指数「WBGT」33以上の時）に、前日17時頃と当日5時頃に1日単位で発表。

○ 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）

過去に例のない危険な暑さにより人の生命や健康に重大な被害が生じる恐れが高まった際（暑さ指数「WBGT」35以上の時）に発表されるものであり、前日の14時頃に1日単位で環境省が発表し、県を通じて市へ伝達。「災害級の暑さ」と表現される。

●暑さ指数「WBGT: Wet Bulb Globe Temperature」

熱中症を予防することを目的とする指標で、気温と同じく「*℃」で表示されるものの、その値は気温とは異なる。

暑さ指標は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい（1）湿度、（2）日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、（3）気温の3つを取り入れた指標である。

●クーリングシェルター

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村長が指定した「暑さをしのぐ場所」。法的には「指定暑熱避難施設」というが、具体的には、冷房設備の整った空間であり、公共施設に限らず民間施設も想定されている。

市町村長は、指定暑熱避難施設として指定したときは、公表し、熱中症特別警戒情報が発表された日は、指定暑熱避難施設を開設し住民等に利用させなければならない。

糸島市においては、熱中症特別警戒情報の発表の有無にかかわらず、6月1日から9月30日までの4か月間を常時開設とするもの。

●クールシェア

省エネと熱中症予防の観点から、「涼しさ」を多くの人と共有する取り組み。一般には自然環境における涼しさも含まれる。

糸島市としては、市内の事業所の協力を得て、市民が外出時に休憩できる涼しい場所を提供していただく「クールシェア協力事業所登録事業」に令和 7 年度から取り組んでいる。

●熱中症

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指す。

屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもある。近年、全国で年 1000 人が熱中症で亡くなっている状況。

原因は、身体が長時間温められることや水分の不足によるが、体力や持病、睡眠不足、栄養の偏りも原因になり得る。

特に乳幼児、高齢者、障がいのある方等は「熱中症弱者」ともいわれリスクが高いと言われる。

●熱中症の症状

気温や湿度が高い環境のなかで、立ちくらみ、筋肉のこむら返り、体に力が入らない、ぐったりする、呼びかけへの反応がおかしい、けいれんがある、まっすぐに走れない・歩けない、体が熱いなどの症状がみられたときには、すぐに熱中症が疑われる。

●熱中症の応急処置

熱中症を疑う症状がみられる場合、体温を下げる処置が必要

＜体温を効果的に下げるための方法の例＞

- ・上着を脱がせ、服をゆるめて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。
- ・服の上から少しずつ冷やした水をかける。
- ・氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。

★意識がない、受け答えや言動がおかしい、自分で水を飲めない状態、であれば救急車を要請